

令和 7 年 第 2 回 定 例 会 議 録

招 集 年 月 日	令和 7 年 3 月 6 日（木曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	3 月 7 日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
散 会	3 月 7 日 15時49分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	島 袋 勉 議員
	2	知 念 邦 夫 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	宮 城 弘 和 議員	9	亀 里 敏 郎 議員
	5	虻 江 修 議員	11	内 間 広 樹 議員
	6	並 里 晴 男 議員		
欠 席 議 員				
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議会事務局長 山 城 直 也 君 主 査 金 城 成 君			
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明 のため出席した者の 職氏名	村 長	名 城 政 英 君	副 村 長	内 間 常 喜 君
	総 務 課 長	島 袋 英 樹 君	福 祉 課 長	島 袋 裕 次 君
	住 民 課 長	平 敷 兼 清 君	会 計 管 理 者	玉 城 睦 美 君
	農 林 水 産 課 長	浦 崎 悟 君	企 画 課 長	新 保 礼 人 君
	建 設 課 長	西 江 忍 君	建 設 課 参 事	知 念 利 次 君
	教 育 行 政 課 長	新 城 米 広 君	商 工 観 光 課 長	金 城 幸 人 君
	公 営 企 業 課 長	玉 城 正 朝 君	医 療 保 健 課 長	万 寿 祥 久 君
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	知 念 浩 司 君	総 務 課 長 補 佐	古 堅 裕 喜 君
議 事 日 程 及 び 会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 7 年第 2 回伊江村議会定例会議事日程（第 2 号）

令和 7 年 3 月 7 日（金）午前 10 時 00 分 開 議

日程	議 案 番 号	件 名
第 1	報 告 第 1 号	令和 7 年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について
第 2	報 告 第 2 号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の提出について
第 3	報 告 第 3 号	水産物供給基盤機能保全整備工事の専決処分の報告について
第 4	報 告 第 4 号	令和 5 年度伊江村水道事業会計予算繰越計算書の報告について
第 5	同 意 第 1 号	固定資産評価審査委員の選任について
第 6	同 意 第 2 号	固定資産評価審査委員の選任について
第 7	同 意 第 3 号	固定資産評価審査委員の選任について
第 8	同 意 第 4 号	教育委員の任命について
第 9	諮 問 第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
第 10	諮 問 第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について
第 11	議 案 第 13 号	伊江村過疎地域持続的発展計画の変更について
第 12	議 案 第 36 号	伊江村青少年旅行村改修整備工事の請負契約について
第 13	議 案 第 22 号	伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 14	議 案 第 23 号	伊江村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 15	議 案 第 24 号	伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 16	議 案 第 25 号	伊江村職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 17	議 案 第 26 号	伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 18	議 案 第 27 号	伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 19	議 案 第 28 号	伊江村職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 20	議 案 第 29 号	伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程	議案番号	件名
第21	議案第30号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第22	議案第31号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第23	議案第32号	伊江島はにくすにの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第24	議案第33号	伊江村水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第25	議案第34号	伊江村未熟児養育医療受療児の母親の宿泊料助成に関する条例を廃止する条例の制定について
第26	議案第35号	伊江村死亡獣畜冷凍施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
第27	議案第14号	本部港荷さばき施設の指定管理者の指定について
第28	議案第15号	伊江村花き選別施設の指定管理者の指定について
第29	議案第16号	伊江村花き集出荷場の指定管理者の指定について
第30	議案第17号	伊江村農産物第2集出荷センターの指定管理者の指定について
第31	議案第18号	伊江村特産品展示販売施設の指定管理者の指定について
第32	議案第19号	伊江村黒糖工場の指定管理者の指定について
第33	議案第20号	伊江村家畜市場の指定管理者の指定について
第34	議案第21号	伊江村村民レク広場の指定管理者の指定について

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、第2回伊江村議会定例会、2日目の会議を開きます。

(開議時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第1 報告第1号 令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

おはようございます。それでは2日目の本会議よろしくお願いいたします。報告第1号 令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、去る2月28日に開催をされました沖縄県町村土地開発公社の理事会において、承認可決された令和7年度同公社の事業計画、収支予算、資金計画について、事業計画書のとおり報告するものでございます。後ほど報告書を御覧いただきたいと思います。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第1号は終わりました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第2 報告第2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の提出について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新城 米 広 君

報告第2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の提出について、御説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられております。令和6年度の評価委員会を令和7年2月21日に開催いたしましたので、本定例会に報告するものであります。

お手元の報告書について、御説明を申し上げます。1ページをお開きください。(1)趣旨につきましては、先ほど御説明しました法的根拠と評価委員会について記載されており、(2)点検・評価の対象は、「令和6年度伊江村教育主要施策」に掲げる学校教育、社会教育、社会体育の重点項目を、(3)のとおり、各施策の取組内容の現状・成果・課題等について、教育委員会の内部評価を行い、その後に評価委員会にて、(5)の3人の評価委員から、取組内容ごとに(4)の達成度に応じた4段階の評価と御意見をいただいております。

2ページお願いします。上段は教育委員、中段から3ページまでは教育委員会の開催状況。

4ページは、教育委員の主な活動となっております。

5ページからは、各施策の主な取組内容についての実施状況や成果及び課題が記され、内部評価と外部評価、さらに委員からのコメントが記載されております。令和6年度は各項目において、おおむねAの評価をいただいておりますが、常にPDCAの意識を持ち、教育全般の義務向上に努めてまいります。

以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第2号は終わりました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第3 報告第3号 水産物供給基盤機能保全整備工事の専決処分の報告について、議題とします。
提出者からの報告を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

報告第3号 水産物供給基盤機能保全整備工事の専決処分の報告についてにつきましては、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、別紙のとおり令和7年2月3日に専決処分をしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

次のページの専決処分書をお開きいただきたいと思います。専決処分事項としまして、2 契約金額（イ）変更前の請負金額が1億2,969万円、（ロ）変更による増額契約額が393万3,600円、（ハ）変更後の請負金額が1億3,362万3,600円であります。

3 契約の相手方、有限会社 金城土建、伊江村字西江前563番地、代表取締役 金城清信と契約いたしましたので御報告させていただきます。

なお、本専決処分の詳細につきまして、農林水産課長から説明させますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

それでは説明させていただきます。本事業におきましては、具志漁港東側の船揚げ場及び製氷前マイナス3メートル岸壁の改修工事を行っております。主な変更の内容でございますが、1点目に船揚げ場の工事の際に必要な汚濁防止膜設置などの数量変更に伴う増額でございます。港湾など海洋において工事を実施する場合に、海中から発生する汚濁の拡散を防止するため、海面から垂らし下げる方式で汚濁防止膜を設置し工事を実施します。去る9月に発生した台風13号の襲来に伴い、汚濁防止膜の破損のおそれがあることから、一時撤去及び再設置の追加作業を実施しております。

また2点目に、本事業を進めていく過程で船揚げ場に付着したコケなどを除去した結果、新たなひび割れ箇所が数か所確認されたため、コンクリート舗装の数量の追加を行っております。なお、当該事業は水産庁補助事業の水産物供給基盤保全事業を活用し、2月25日付で工事を完了しております。

以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第3号は終わりました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第4 報告第4号 令和5年度伊江村水道事業会計予算繰越計算書の報告について、議題とします。
提出者からの報告を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

報告第4号 令和5年度伊江村水道事業会計予算繰越計算書の報告について、御説明いたします。

繰越計算書をお開きいただきたいと思います。令和5年度伊江村水道事業会計予算繰越計算書を報告させていただきます。令和5年度から繰越しを行う浄水設備整備事業の繰越額が3億3,656万1,000円となっております。

ります。今回繰越になった主な経緯としましては、補助金交付決定が年度後半となったことや、事業計画の設計変更などが主な繰越の要因となっております。なお、事業費の財源内訳につきましては、表記のとおりでございますので、御報告とさせていただきます。今回の報告第4号につきましては、公営企業法第26条第1項によりまして、一般会計との違いで公営企業会計の繰越につきましては、管理者の権限において翌年度に繰越しをして使用することができることになっております。公営企業法第26条第3項によりまして、本来直近の通常6月の定例会において報告すべきでございましたが、今回繰越が村長の権限でできるということからの、法の確認ミスなどがありまして、今回の3月定例会に報告することになったことに深くおわびを申し上げます。今後このようなことがないよう、処分への手続に係る法令確認などの指導を徹底してまいりたいと思います。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第4号は終わりました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第5 同意第1号から日程第7 同意第3号 固定資産評価審査委員の選任について、一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

それでは同意第1号から同意第3号の一括提案をさせていただきます。

現在の固定資産評価審査委員の3人全員について、任期満了となるための提案でございます。同意1号をお開きいただきたいと思います。同意第1号 固定資産評価審査委員の選任についての提案理由を申し上げます。同意第1号につきましては、伊江村字西江上66番地の1、知念和幸、昭和32年3月28日生まれを委員として選任したく提案するものでございます。なお、知念氏におきましては、これまで3期固定資産評価審査委員として御尽力をいただいております、農業に精通していることや、過去に農業委員としての経験などを踏まえ、引き続き今回4期目の再任を提案しているところでございますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、同意第2号につきましては、金城和廣氏、伊江村字西江上1632番地、昭和35年1月23日生まれを委員として選任したく提案をいたします。金城氏におきましては、これまで1期固定資産評価委員として、御尽力をいただいております。役場職員時代には税務事務、あるいは土地評価の担当として従事した経験もあることから、引き続き2期目の再任を提案をいたしますのでよろしくお願いいたします。

同意第3号をお開きいただきたいと思います。これまで固定資産評価委員として御尽力いただきました長嶺徳和氏の後任として、伊江村字東江前667番地、宮里政喜氏、昭和34年8月25日生まれを新しく委員として選任したく提案をいたします。宮里氏は令和7年2月に阿良区長にも就任されたばかりでありますけれども、住宅用地の多い地域の土地に精通していることや36年間役場勤務もされ、その間には税務事務の経験もあることから、今回選任をし同意をお願いするものであります。

以上で、同意第1号から同意第3号までの提案理由とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから同意第1号から同意第3号の3件について、一括して質疑を許します。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっています同意第1号から同意第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第1号から同意第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第1号から同意第3号についての討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。お諮りします。

同意第1号から同意第3号の3件について、一括して採決してよろしいでしょうか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。これから同意第1号から同意第3号の3件について、一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。〔起立全員〕

起立全員であります。したがって同意第1号から同意第3号 固定資産評価審査委員の選任について、同意することに決定しました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第8 同意第4号 教育委員の任命について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

同意第4号 教育委員の任命についての提案理由を御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、現教育委員であります岸本 強委員の任期満了による提案でございます。

伊江村字西江前1697番地の5、岸本 強氏、昭和33年9月9日生まれ、66歳を引き続き教育委員として任命したく、提案するところでございます。岸本氏におかれましては、長年JAの職員として島の農業振興及び福祉の向上に懸命に取り組むとともに、西小学校のPTA会長や西小学校の創立50周年、そして60周年の役員としても御尽力いただきました。1期4年教育委員として務めてもらいました。引き続き2期目となる今回についても委員として任命をしたく、ここに提案するものでございます。御審議方、よろしくお願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから同意第4号 教育委員の任命について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。〔起立全員〕

起立全員です。したがって同意第4号 教育委員の任命について、同意することに決定しました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城政英 君

それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を御説明申し上げます。

まず人権擁護委員について、説明させていただきます。人権擁護委員は法務大臣の委嘱になっており、その任期は3年でございます。委員候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により当該市町村の議会の意見を聞いた上で、市町村長が法務大臣に対して推薦を行うこととなっております。

現在の人権擁護委員の島田勝雄委員と島袋和代委員の任期が、令和7年6月30日をもって任期満了となります。よって今回、その任期満了による提案でございます。

それでは諮問第1号につきまして、御説明をいたします。令和4年7月1日に就任をいただき再任をお願いするものでございます。島田勝雄氏は、伊江村字西江前31番地、昭和31年2月23日生まれの69歳でございます。島田勝雄氏につきましては、役場に長年勤務され、教育行政課長、総務課長、議会事務局長などを歴任され、広く地域実績に精通しているところであります。また現在は、伊江村社会福祉協議会の事務局長を務めており、地域が抱える課題解決や地域活動に熱心に取り組むなど、長年の行政経験に加え、地域住民の信頼も厚く今後の人権擁護活動に御尽力いただける適任者であるということから推薦をさせていただいておりますので、御審議方、よろしく願いいたします。以上で、諮問第1号の提案理由とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。お諮りします。

諮問第1号については、質疑、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、質疑、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。お諮りします。

本案は、適任とすることに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任と決定いたしました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第10 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城政英 君

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を御説明申し上げます。

諮問第2号につきましても、先ほど説明しました島田委員と同じく令和4年7月1日に就任をいただき再任をお願いするものでございます。島袋和代氏は、伊江村字西江前1672番地の3、昭和34年11月12日生まれの65歳でございます。島袋和代氏につきましては、御存じのとおり保育士として長年勤務され、保育主任と保育所長として保育、幼児教育の向上に取り組まれるとともに、現在は村の婦人会長としても地域の方からの信望も厚く、広く社会の実情に精通されていると考えております。今後の人権擁護活動に御尽力いただける適任者として推薦をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御審議方お願いいたします。以上で、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。お諮りします。

諮問第2号については、質疑、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、質疑、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。お諮りします。

本案は、適任とすることに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任と決定いたしました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第11 議案第13号 伊江村過疎地域持続的発展計画の変更について、議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第13号 伊江村過疎地域持続的発展計画の変更について、提案理由を申し上げます。

伊江村過疎地域持続的発展計画は、令和3年度から令和7年度までの5年計画を、令和4年1月27日議会で可決いただき、事業を推進しております。今回、新規事業の特定専門職、定住促進住宅整備と伊江村農産物生産安定支援事業の追加に伴い、過疎地域持続的発展計画の一部変更を行う必要がございますので、上程させていただくものでございます。

なお、過疎地域持続的発展計画の変更につきましては、あらかじめ県知事と協議を行い、議会の議決を経て、総務大臣、農林水産大臣に提出する必要があるとございます。そこで令和7年2月に沖縄県知事と協議を行い、令和7年2月25日付で、県知事から過疎地域持続的発展計画の変更協議について、異議がない旨の回答を得ておりますので、今議会に御提案させていただくものでございます。

なお、変更内容につきましては、企画課長から説明を行いますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新 保 礼 人 君

それでは議案第13号 伊江村過疎地域持続的発展計画の変更について、御説明いたします。

変更内容につきましては、議案とともに新旧対照表を配付しておりますので、資料に基づき説明させていただきます。本計画は、令和7年度に実施を計画しています特定専門職定住促進住宅整備と伊江村農産物生産安定支援事業について、追加する変更となっております。新旧対照表の1枚目を御覧ください。

1つ目の事業、特定専門職定住促進住宅整備の追加に伴い、現状と問題に本事業を実施するために至った課題点、そしてその対策の部分に整備する必要性などの文章を追加しております。

2枚目を御覧ください。区分2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の11頁の表中、事業名（1）移住・定住へ、事業内容・特定専門職定住促進住宅整備を追加してございます。

3枚目を御覧ください。2つ目の事業、伊江村農産物生産安定支援事業の追加に伴い、その対策に本事業の整備する必要な文章を追加しております。

4枚目を御覧ください。区分3. 産業の振興、17頁の表中の事業名（10）過疎地域持続的発展特別事業第1次産業を追加し、その事業内容として、伊江村農産物生産安定支援事業を追加してございます。

5枚目を御覧ください。39頁表中の区分3. 産業の振興の事業名(10) 過疎地域持続的発展特別事業第1次産業を追加し、【事業内容】として、農薬、肥料、出荷箱等の一部支援を追加し、【事業の必要性】として様々な物価高騰のため、本村の農業生産額が減額しているため、農産物の生産性向上を図るため。を追加してございます。また、【見込まれる事業効果】として、農作物品質向上や生産コストの削減を実現し、農業振興および農家の農業生産性の向上が見込まれる。を追加してございます。

以上で、議案第13号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

(休憩時刻10時28分)

再開します。

(再開時刻10時29分)

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第13号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第13号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第13号 伊江村過疎地域持続的発展計画の変更について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第13号 伊江村過疎地域持続的発展計画の変更について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第12 議案第36号 伊江村青少年旅行村改修整備工事の請負契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第36号 伊江村青少年旅行村改修整備工事の請負契約について、提案理由を申し上げます。

契約金額が3億272万円。契約の相手方が、有限会社 丸仲土建・有限会社 比嘉組・株式会社 島幸建設、特定建設工事共同企業体。代表者、伊江村字西江上2番地、有限会社 丸仲土建、代表取締役 仲宗根末光と契約したく、本議会に提案するものでございます。

なお、詳細な工事内容などにつきまして、商工観光課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金城 幸 人 君

それでは伊江村青少年旅行村改修整備工事の請負契約について、御説明いたします。本工事は、まちづくり支援事業を活用し、補助率は75%となっており、工事期間を令和7年3月13日から、令和8年3月13日までの365日間を予定しております。

それでは添付資料を基に工事概要を説明いたします。お配りしております入札結果報告書の次のページの

全体計画平面図を御覧ください。A 4 横となっております。この資料で、旅行村東側部分の管理用園路及び売店付近など、色で示している部分が今回の改修工事を行う箇所となっております。

2 ページ目を御覧ください。緑色で示している部分が、既存の管理用園路となっており幅員 3 メートルで、アスファルト舗装を施します。その内側部分に水色で示している部分が歩行者用園路で、幅員 2 メートル、ゴムチップ舗装を施します。歩行者用園路は野球場のジョギングコース部分と接続いたします。また、管理用園路と歩行者用園路の間には縁石を設け、車両が進入できないように整備いたします。また、管理棟からキャンプ場に入る手前の交差付近や管理用園路と歩行者用園路が交差する部分については、カラー舗装を施します。また、管理棟を過ぎて東に向かう管理用園路の内側には横断防止柵を設置いたします。

3 ページ目を御覧ください。現在の炊事場の西側に既存の管理用園路がございますが、その内側に歩行者用の園路を整備いたします。こちらも歩行者用園路に沿って横断防止柵を施します。

4 ページ目を御覧ください。現在のビーチバレーコートの北側にある旧炊事場とトイレを解体して、築山を設け、その後ろ側に歩行者用の園路を整備いたします。また、ビーチ売店の東側に身障者用の駐車場と売店北側の駐車場を整備し、女子シャワー室前をアスファルト舗装をいたします。

最後のページを御覧いただきます。こちらは管理棟入口からキャンプ場を横断する管理用園路でございますが、こちらもアスファルト舗装を施し、園路沿いに横断防止柵を設置いたします。

また今回の資料に記載はできておりませんでした。キャンプ場の入口に総合案内板を設置し、管理用園路沿いにある街灯の改修、新規で足元灯の設置。また旧 B & G 海洋センター南側に、ハブフェンスを設置いたします。以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。5 番 虻江 修議員。

○ 5 番 虻 江 修 議員

今の計画の内容については、事前に話も聞いていたので大方のところでは了承するんですけども、既存のちょうど売店前のところ、そこを解体して歩行にする。それと野球場側の既存のトイレとかあったと思うんですけども、それも一応は解体をしてその場所に炊事場、これを設けることはできませんか。というのは、今のキャンプ場の施設からいくと、今の炊事場のところは完全にオートキャンプになるわけですから、オートキャンプになると今まで私もあそこにテントを張らせてもらいましたが、逆にその人たちは体育館側のほうとか、野球場側のほうにせざるを得なくなる。そうなってくるとやはり距離的な問題もあるので、逆にその部分、今は完全に向こう側も壊れているわけですから、そこを解体してそこに炊事場兼トイレとか、そういったものを追加はできないですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

野球場側のトイレは、2 年前に解体して、今は更地になっています。御質疑のございました炊事場が東側のほうに、野球場側のほうに設置できないかということに関しましては、設計も終わっておりまして、その辺の追加になりますと、いろいろと設計変更なり出てきますので、確かに既存の売店寄りといいますか。炊事場がございますが、今後またフリーキャンプができるようなところにも炊事場があったほうがいいのかという御質疑だと思っておりますので、工事着工してから少しまた内部でも検討させていただければと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城政英君

ただいまの御質疑につきましては、正直あまり気がつかなかったというか、そこまで今回の設計の中では、私もこの件については気がついていないところでありましたので、そこは今実際にこれまでは、オートキャンプ場ではなくて、実際に現実を見てみるとやはり車の中に入れていって、最近のキャンプの在り方などが、車を横付けをして、そこにいろんなキャンプ道具がのっかってとか、いろんなことがありました。そういったことから今回、オートキャンプ場の一部をやろうということにしていますので、この事業はまた繰越手続を3月末にやる予定にしております。その中で事業費の関係がどのようになるかは、ちょっとまた入札残があるのかどうかも、私は把握していないんですが、この件についてはこの整備をしながら追ってまた、どのようにしていくかについては、もう一回現場も確認をしながら、そういったことの便宜さをできるだけ図れるような形で、ただいまの御意見をしっかり受け止めて現場確認をしながら、前向きに検討させていただければと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。2番 知念邦夫議員。

○ 2番 知 念 邦 夫 議員

今、工事の期間ということで、令和7年の3月から令和8年の3月までとありますけれども、やはり夏場を利用してであったり、今は民泊のほうもビーチのほうにいくんですけれども、この利用する方の配慮であったりとか、障がい者の車を持っている方は、中に車を入れてくると思いますけれども、工事する側のこの配慮というか、そういったのはどうなっていますか、お聞かせください。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金城 幸 人 君

3月から工事期間始まりますが、実際に資材等々を発注しまして、実際に始まるのは5月か6月ぐらいになるんじゃないかと想定しておりますが、民泊の皆さん、修学旅行生、もちろん夏の海のシーズンでもございますし、たくさんの客が往来すると想定されております。その辺も工程会議等も踏まえながら、また道、管理用園路も工事入りますので、どこからまた車を迂回するかとか、そういったことも考えながら、観光客などに支障をきたさないように配慮していきたいと思います。また、身障者の件に関しましても、同様にしっかり車が入れるような形で園路をまた整備、仮設の道路になるかと思いますが、その辺も整備させていただきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

これでゴムチップ舗装とあるんですが、そのゴムチップ舗装の色、それとカラーアスファルト舗装があるんですが、その色。それとビーチバレーの背後地に盛り土の緑地が予定されておりますが、ただの緑地、山みたいなただの盛り土としての利用なのか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金城 幸 人 君

ゴムチップ舗装の色でございますが、すみませんが確認させていただきまして、後ほど報告させてもらってよろしいでしょうか。

4 ページ目の盛り土の部分でございますが、そこは盛り土をして石垣といいますか。というふうにやって、またそこに植栽もやる予定となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7 番 島袋 勉議員。

○ 7 番 島 袋 勉 議員

なぜ色等を聞いたかという、私たち村議会総務委員会、去年11月に竹富町に寄らせていただきました。そこは舗装等がされていなく全面砂、利用勝手は悪いかもしれませんが、見た景観が全面砂でとても沖縄らしい印象を受けました。そういった中でアスファルト舗装というのは黒で、とても景観としては観光地にはあまりふさわしくない色なんです。はっきり言えば。景観も含めて、カラーチップのゴムチップ舗装があるんですが、できればここはビーチに近い位置なので、舗装の色に関しても明るい色をできれば採用していただきたいというのが、私の要望です。できるだけ明るい色を採用していただきたい。観光地で暗い色を採用するよりもやはり、そういった色を採用するほうが、景観的にもその地域に合うと思いますので、できるだけ色の選定に関しては今から決められるのであれば、明るい色に選定をお願いしたいと思います。

それと海沿いの工事に関しても、以前議会でもその海沿いの樹木に関しての質問もあったと思います。工事後のその海沿いの樹木等、どのように考えているのかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

先ほどのカラーチップ舗装の件でございますが、確かに竹富町は景観的なものもございまして、確かに砂で、私も一度行ったことがございますが、ふさわしいと思っております。今ありましたゴムチップ舗装の色も確か決まっているかと思いますが、カラーで目立つように、分かるように区分できればと思っております。ちょっと確認させていただきたいと思います。

あと海沿いのこの植栽でございますが、植栽工もございまして、110本ほど植栽する予定となっております。また砂対策とか、台風対策とかもできるような植栽となっている樹木、リュウキュウマツでしたり、クロキでしたり、テリハボク、フクギ等々が植栽予定となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7 番 島袋 勉議員。

○ 7 番 島 袋 勉 議員

海沿いですから、防風林というか、防潮林がメインになると思いますが、その辺も含めて一応、観光地にふさわしい植栽を検討していただければと思います。もしこれが設計に入っていないで、村独自の植栽でしたら、なおさらそこにふさわしい植栽をお願いしたいと思います。ここにクルチとか、リュウキュウマツとかは大丈夫ですか。その辺も含めて、今から検討しても遅くない場所なので、それをお願いしたいと思います。

それとあと1点、売店の前の広場といいますか、休憩地。今は椅子等が置かれているんですが、その南側、護岸との間が芝張りです。以前、海の記念日のときに、ここでイベント事があったと思います。そこでフラダンスとか、村外から呼んでそこで海の記念日をやって、そこに仮設舞台をつくって、その後ろ、休憩している場所から見るようなイベント事が、最初の海の記念日でやったのを、私も行って観覧したのを覚えております。そういったものも含めて、現在海の記念日に関してのイベント事ができるようなスペースが今、確保されていないと思うんです。もし今から検討される余地があるのであれば、海のイベント事ができるような施設ステージも、今まで旧の場所には屋外ステージがあったんですが、ミースィ公園にも今は屋外ステー

ジはあるんです。しかしビーチの近くには屋外ステージが今現在ないんです。今から設計変更等がきくんでしたら、ぜひ海の記念日を絡めたステージの簡易的なステージでも構わないと思いますが、そういった利用価値のある場所も、今から検討してもいいんじゃないかと思うので、もしそういったものができるのであれば検討できませんか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

たしか、「海あすいでい」の中で、ダンスをしたり、そういったものが行われたかと記憶しておりますが、今ビーチ売店でよくやっているライブコンサートなどは、既存の建物の中でベンチを寄せてスペースを確保してやっているものですから。今「海あすいでい」もいろいろ台風とか重なってなかなかできていないところでございますが、景観的な問題とか、費用対効果等、回数が何回ぐらいあるのかというのも検証しながら、先ほど炊事場の件も併せながら総合的に検討もしていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番島袋 勉議員の本件に関する質疑は、既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

言い忘れたものがあって、あと1回お許してください。私が求めているのは、正式なものではなくて、コンクリートとかそういうものでもないです。ウッドデッキとか、そういったものでも構わないと思います。簡易的なステージがあることによって、いろんなイベント事で使えるし、ほかの本島から来た団体等が軽くそこで利用して、催し物ができるようなステージがあるということだけでも、利用価値が大幅で上がるという気持ちで申し上げておりますので、正式なステージとか、そういうものを求めているわけではありませんので、その辺は御理解ください。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

この青少年旅行村の整備事業におきましては、事業採択を受けてから保安林の手続解除といいますが、道路も含めて解除に大変時間がかかっております。保安林を解除して倒したりする場合は補植をしたりとか、という部分の手続の中でこの開発行為、どこまでができるのかという部分で県と調整をした関係がございしますので、こちらの要望だけで、どこに建物をつくってという部分が、なかなか悩ましくて、こちらの意見だけが通るわけでもなくて、そういった部分がいったものですから、植栽につきましても県との調整の中で決められた部分もあるのかと考えております。

島袋議員がおっしゃっているステージ的なもの、固定的なコンクリートではないという話を聞いたので、ちょっとほっとしているところなんです、いずれにしても商工観光課長が述べたとおり、いろんなコンサートをやったり、そこでバーベキューをしたり、多様な方々がお使いになる場所でミースィ公園とか、そういった場所とはちょっと違う活用の仕方がありますので、固定的なものはちょっと難しいのかというふうに思っているところです。ウッドデッキ的に移動したり、固定ではなくて、移動したり解体したり、可能なもので、そういった形式なものであれば可能なかなと思っておりますが、その売店の方々、そして観光客のニーズとか、そういったものもございしますので、慎重に検討させていただければと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。3番 宮城弘和議員。

○ 3 番 宮 城 弘 和 議 員

キャンプ場エリアについて確認させていただきたいんですが、キャンプ場エリアの中にオートキャンプエリアがございますけれども、そこも保安林地域だと思いますが、保安林地域については背後地の緩衝機能を有した防潮林、防災林の保安林だということを承知しておりますけれども、このオートキャンプというのはやはり車両が入るというようなところになりますけれども、この保安林について、ダメージがないような工夫とかはされているのかどうかを確認させていただきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

オートキャンプに関しても、図面には示しておりませんが、その保安林に支障のないような区画整理を26か所程度やる予定でございます。一部また保安林にかかるものに関しては植栽するとか。その辺も今、県のほうにもお話はしておりますので、極力がつつり区画を分けるとかとせず、今までどおりのようなスタイルで、かつあまり環境にも影響がないような形で区画は区分して車が入れるような形を持っていく予定となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3 番 宮城弘和議員。

○ 3 番 宮 城 弘 和 議 員

県の林務サイドとは調整しているということですが、これについては木の伐採、保安林の伐採とかいうことは生じなくて、今空いているスペースに配置よく設置をしていくということの御理解でよろしいですか。分かりました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。6 番 並里晴男議員。

○ 6 番 並 里 晴 男 議 員

この歩道とか、そういったことの整備なんですが、将来そういう歩道とかに隣接して、外灯の計画はあるのか。外灯はまだ既存のままのほうでいくのか。そこら辺どういう計画になっていますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

この管理用園路の周囲にも今、既存の外灯がございますが、そちらの外灯も改修しまして、電線関係は地中に埋めてやる予定となっております。LEDを使って明るくする予定となっておりますし、また足元灯といいまして、軽く足元を照らす16基設置する予定となっておりますので、照明関係は安全面も考慮して大丈夫かと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6 番 並里晴男議員。

○ 6 番 並 里 晴 男 議 員

分かりました。この外灯とかの工事、線は上からなのか、地下からなのか分かりませんが、もし地下からだということになると、工事等また掘り返すとかがないかどうか。そこら辺をお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

管理用園路のこの私もそこまでの工程が存じておりませんが、電線を地下に埋めるということまでは聞いておりますが、こういった形で一緒に工事をしていくかというまでは、また工程会議等で確認したいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

ということは、今回の工事までは地下埋設までは入っているということですか、工事の中に。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻10時57分)

再開します。

(再開時刻10時57分)

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

こちらの工事も、地下埋設も一緒に入っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

ハブフェンスについてお伺いします。この図面ではどこなのか分からないけれども、どこどこなのか、その辺を。それと距離がどれぐらいなのか。その辺をお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

蛇防フェンスでございますが、旧B&G海洋センターの体育館の南側にフェンスがあるのを御存じですか。公園が約105メートル。南側の部分のところが新しく今回、ハブフェンスを設置する場所となっております。

今、旅行村の西側からずっと東に向かって売店の後ろ、わびあいの里のところまではハブフェンスがありますので、この旧B&G海洋センターのところだけがなかったものですから、そこを今回、新たに105メートル設置する予定でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

あまりハブフェンスを強調すると、キャンプする人たちに過敏にならないかという心配をしているので、どんなものかと。色もすぐ蛇防フェンスといって分かるのかな。私が言いたいのは、ここでキャンプする人たちに、蛇防フェンスがあるよと、蛇がいるんだよという、この怖さを植え付けたくないような方法も必要じゃないかと思って言っているわけですけども、どんなですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

現在、既存のハブフェンスがあるかと思いますが、それと同調した形の色だったとたしか認識しておりますので、そこまで景観的には大丈夫じゃないかと思っておりますが。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻11時00分)

再開します。

(再開時刻11時01分)

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第36号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第36号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第36号 伊江村青少年旅行村改修整備工事の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第36号 伊江村青少年旅行村改修整備工事の請負契約について、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻11時02分)

再開します。

(再開時刻11時20分)

先ほどの商工観光課長に答弁漏れがございましたので、これを許します。商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金城 幸 人 君

先ほど島袋 勉議員から御質疑がありましたカラー舗装の件で答弁保留がございましたので、回答させていただきます。

歩行者用園路に関しましては、野球場の周囲と同じ青色です。同じ色で合わせて舗装いたします。また交差する部分に関しましては、今平面図では赤、オレンジっぽく示しておりますが、まだちょっと決まっていないということでございますので、一応はカラー舗装で対応するということでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第13. 議案第22号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第22号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

国の人事院勧告及び沖縄県人事委員会の給与勧告に基づき、職員の給料、扶養手当等の改定を行うため、本条例の一部を改正する必要がある、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

議案第22号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

新旧対照表の1ページと、お配りしております資料1ページをお開きください。新旧対照表のまず第11条では、資料に記載しているとおり、「配偶者手当の廃止」と「子に係る扶養手当」を「1万円」から「1万3,000円」に引き上げる改正内容となっております。新旧対照表の第11条第2項対照表の第1号を削り、同

項第2号から第6号を1号ずつ繰り上げます。次に、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、扶養親族たる父母等前項第2号から第5号までのいずれかに該当する」に改め、「同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同項の次に次の1項を加える。

5項 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第12条におかれましては、扶養親族の数の変更に伴う内容を、前条第5項に規則で定める改正を行っているため削除いたします。

新旧対照表2ページをお願いします。第12条の3では、お配りしています資料に記載しているとおり、通勤手当の支給上限額を「5万5,000円」から「15万円」に引き上げる改正内容となっております。第12条の3第1項中第1号中「のため交通機関」の次に「又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）」を、追加し、「その運賃」の次に「又は、料金（以下「運賃等」という。）」を加え、「交通機関」を「交通機関等」へ改めます。

新旧対照表3ページの同条第2項第1号中「5万5,000円」を「15万円」に改めます。第18条の2では、お配りしている資料に記載しているとおり、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大する改正内容となっております。第18条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、同項中「勤務した」を「勤務をした」に改めます。

第23条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、新旧対照表4ページをお願いします。同条第1項中「この条例に定めるもののほか、常時勤務を要しない職員の給与は、」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との均衡、その職務の特殊性等を考慮して、」に改めます。

次に、給料表の改正についてご説明させていただきます。今回の改正は、給与水準を引き上げるため、給料表号給の構成及び給料月額を改正しております。

説明資料の行政職給料表で御説明させていただきます。資料の2ページ目でございます。職務の級の3級から6級までの初号、つまり1号付近の号給をカットいたしまして、月額の引き上げを今回行っております。右側、改正前の3級1号給から4号給がカットされ、5号給が改正後の3級1号給となります。4級、5級につきましては、1号給から8号給がカットされ、9号給が改正後には1号給となります。6級については、1号給から12号給がカットされ、13号給が改正後には1号給となります。

新旧対照表13ページ以降の医療職におきましても、行政職と同様の改正でございます。なお、今回の改正で初号給付近の号給及び月額の引上げを行うことで、初号付近号給の職員におかれましては、号給及び月額の改正がございますが、以降の号給にある職員については号給の改正はありますが、給料月額には変動はございません。

説明資料2ページ目の下段、附則別表、号給の切替表と、上段の行政職給料表で御説明いたします。この号給の切替表というのは、現在の号給から新給料表の号給へ切り替えを行うために必要な表となっております。まずは初号付近の号給で御説明させていただきます。説明資料内の赤いマークで示した部分となります。改正前で4級5号給「29万3,400円」の職員の場合、下段の号給の切替表の左側の旧号給と示されております号は、職務の級の4級で指している欄は1となっております。これは4級5号給の新号給は4級1号給に

切り替わることを示しております。上段の新旧対照表、改正後の4級1号給は「29万8,800円」となり、5,400円増となることで、初号付近号給の給料月額の上昇となっております。

次に、初号給付近以外の職員で御説明いたします。資料内の青いマークで示した部分となります。改正前で4級12号給「30万3,200円」の職員の場合、下段号給の切替表の左側、旧号給12は、職務の級の4級で指している欄は4となっております。これは4級12号給の新号給は4級4号給に切り替わることを示しております。改正後の4級4号給は「30万3,200円」となり、額の変動はないということとなります。なお、今回の改正においては、多くの職員が号給の改正はございますが、給与月額に変動はない結果となっております。

新旧対照表に戻りまして31ページをお願いいたします。附則といたしまして、第1項、この条例は、令和7年4月1日から施行する。と定めたいと思います。第2項、令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において伊江村職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であった同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

第3項といたしまして、切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び村長の定めるこれに準ずるものとした職員の号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、村長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。第4項といたしまして、切替日から令和8年3月31日までの間における、すみませんこちら「第1条の規定による」という文言の削除をお願いいたします。もう一度読み直します。「切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の伊江村職員の給与に関する条例第11条の適用については、同条第2項中「（5）重度心身障害者」とあるのは「（5）重度心身障害者（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは、「前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。この第4項については、お配りしております資料1ページ、上段の第11条に示しております配偶者手当は、令和7年度「3,000円」、子の扶養手当は「1万1,500円」にそれぞれ改正する内容の中身となっております。第5項いまして、附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとします。

以上で、議案第22号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第22号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第22号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第22号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第22号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第14. 議案第23号 伊江村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第23号 伊江村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。議案の内容につきましては、総務課長から説明させていただきますので、御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

議案第23号 伊江村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について、新旧対照表を基に御説明いたします。

新旧対照表1ページをお開きください。改正内容といたしましては、子を養育する職員が、子を養育するために請求した場合において、任命権者が正規の勤務時間を超えて勤務させてはならない。つまり残業免除の職員の範囲を「3歳に満たない子を養育する職員」から、「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員」へと、拡大する改正内容となっております。第4条の5第2項中、「3歳に満たない子のある職員が」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、」に改めます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行すると定めたいと思います。

以上で、議案第23号 伊江村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第23号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第23号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第23号 伊江村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第23号 伊江村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第15. 議案第24号 伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第24号 伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。議案の内容につきましては、総務課長から説明させていただきますので、御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

議案第24号 伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、新旧対照表をもとに御説明いたします。

新旧対照表1ページをお開きください。部分休業についての今回、改正内容となっております。部分休業制度とは、育児のために勤務しないことを認める制度でございます。改正内容といたしましては、第19条第1項では、会計年度任用職員についても、部分休業が取得できることを加え、第2項では、「しない職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、新たに第3項に、会計年度任用職員に対する部分休業の承認については、1日につき、定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲で行うものとするを定めます。つまり1日につき、2時間の範囲内で部分休業が取得できる内容となっております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行すると定めたいと思います。

以上で、議案第24号 伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第24号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第24号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第24号 伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第24号 伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第16. 議案第25号 伊江村職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第25号 伊江村職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。議案の内容につきましては、総務課長から説明させますので、御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

議案第25号 伊江村職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、新旧対照表を基に御説明いたします。

新旧対照表1ページをお開きください。改正内容としましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことから、介護離職を防止するため任命権者が講ずべき措置を定める必要があることから、新たに第3条の5及び第3条の6を定めます。

第3条の5第1項では、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両方に資する制度又は措置、その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないと定めます。第2項では、任命権者は職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、第1項に規定する事項を知らせなければならないと定めます。

2ページお願いします。第3条の6では、任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるよう勤務環境の整備に関する措置として、1号職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施、2号介護両立支援制度等に関する相談体制の整備、3号その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置を定めます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行すると定めたいと思います。

以上で、議案第25号 伊江村職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

説明をお願いします。第3条の6ですけれども、(1) (2) (3)とありますが、介護両立支援制度に関する相談体制とか、そういう研修の実施とかあるんですけれども、この相談体制とかという、特殊なそうい

うものを理解している職員がいるのかどうか。誰に相談するのか。そういう件についてお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

議員おっしゃるとおり、全ての職員にこの制度が隅々に行きわたっているかという点につきましては、正直申し上げますと、なかなかまだ浸透できていないというのが正直なところであります。そこで今回の条例改正に伴いまして、しっかりと職員に対して、総務課の人事担当のほうから、周知をさせていただいて、介護で悩んでいる職員に対するケアです。一人で抱え込まないということの部分において、国にこういうマニュアルとかもありますので、それをしっかりと読み込んで周知をして、職員が抱え込まないような形でケアして、フォローしていくような体制を今後しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

それで、この相談体制の整備というのがあるけれども、相談を受ける職員といいますか。そういうものの研修とかがなされているのかどうか。そういう研修を受けた職員、これから育てていくと思いますけれども、そういうのがどうなっているかということをお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

失礼いたしました。おっしゃるとおりでございます。まずこの受ける側の職員、まず先ほど申し上げたんですが、人事、総務課のほうでまず話を聞いて、そこから橋渡し、つなげていくところにおいては、地域包括、介護担当部署のところとか、個別に相談に応じた形で保健師とか、そういった技術、専門的な要素を持っていらっしゃる職員のほうへ、まずつないでいくということが今のところ導きかなと思っています。今後この制度の中身をしっかりと読み込んで、さらにケースによっては深いというか、込み入った内容あるかもしれませんので、そういったところの部分においても、マニュアルをしっかりとつくって対応していきたいと思っています。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第25号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第25号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第25号 伊江村職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第25号 伊江村職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第17. 議案第26号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第26号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、保健師への保健師手当の見直しを行うため、本条例の一部を改正する必要があるというのが、この条例案を提出する理由でございます。さらに付け加えますと、村外から採用した保健師においての特殊勤務手当について、経過措置を設け経過した後は村内保健師と同額を支給していくこととしたいことから、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明させますので、御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

議案第26号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、新旧対照表を基に御説明いたします。

新旧対照表1ページをお開きください。第5条第3項に次のただし書を加える。ただし、その採用のあった日の属する年度から起算して3年を経過した後、引き続き同職に任用された場合における保健師手当の支給については、前項の定めるところによるものとする。

なお、附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行すると定めたいと思います。

以上で、議案第26号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

私の理解が悪いのかどうか分かりませんが、これまでの条例でしたら給料の100分の8はずっともらえるということですよ。ですけど、今回改正すると3年しかもらえないと。条件が悪くなっているのかという感じがするんだけど、どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻11時51分)

再開します。

(再開時刻11時53分)

副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

これにつきましては、様々な給与改定、そういったものも踏まえて、保健師の方々の職務に対する対価である特殊勤務手当も含めて公平性を担保していきたいと考えているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8 番 島 袋 義 範 議員

職員間の公平性というの、これを保つことは必要かもしれないけれども、保健師は昔は探しにくかったです。あっちこっち学校に行ってお願ひしたり、今は探しやすくなっているのか、その辺。だからそういう条件が悪くなっているけれども、島に来る人がいるかという心配もあって、私は言っているわけだけど、その辺お願ひします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

探しやすいということはないと思いますけれども、ただいずれにしても経過措置を踏まえて、改善していきたいという部分と、ほかの保育士とか、そういった方々においても、移住定住の住宅とかの猶予期間とかもありますし、様々なもので経過措置というのは設けている部分がございますので、これについてもどうかこの経過措置の中で段階を追って改善できたらというところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第26号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第26号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第26号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第26号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻11時56分)

再開します。

(再開時刻13時30分)

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第18. 議案第27号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第27号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明いたします。

国、県の人事院勧告に基づく伊江村職員の給料表の改定等に伴い、フルタイム会計年度任用職員の行政専門職及び教育専門職についても、給料上限月額を引き上げを行う必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。議案の内容につきましては、総務課長より説明させていただきますので、御審議方、よろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

議案第27号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。新旧対照表を用いて御説明いたします。

新旧対照表1ページをお開きください。別表行政専門職の項、上限月額欄中「35万円」を「38万円」に改め、同表教育専門職の項、上限月額欄中「33万円」を「36万円」に改める改正でございます。

今回の改正の主な理由といたしまして、行政専門職については令和6年度の国、県の人事院勧告に基づく伊江村職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の改定差額分を参考に、上限月額を38万円と規定しております。教育専門職につきましては、令和7年1月7日付で国からの通知を受け、上限月額を36万円と規定しております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行すると定めたいと思います。

以上で、議案第27号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第27号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第27号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第27号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第27号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第19. 議案第28号 伊江村職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第28号 伊江村職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

県内外における宿泊施設の宿泊料が高騰しており、現行の規定を見直すため、地方自治法第96条第1項の規定により、本条例改正について、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この後に審議をお願いする議案第29号 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に關

る条例の一部を改正する条例の制定についてを含めまして、宿泊料に関する一部改正は同様の内容となります。対象となるのは、議会議員、常勤、非常勤の特別職、一般職員等が職務のため、出張した際の宿泊料について、増額改定を行うものとなっております。本日、追加で配付してあります伊江村議会議員、伊江村常勤、非常勤、特別職、一般職員等の旅費の見直しについての資料につきましては、本条例改正を含め、これから御審議いただく4本の条例改正審議でも必要となる共通資料でございますので、各条例案と別でお持ちいただければと思います。なお、この4本の旅費条例改正について、御審議いただく順番につきましては、一般職員等の旅費条例改正を行った後に、議員及び常勤、非常勤の特別職に関する旅費条例改正を御審議いただきたいと考えております。と申しますのも、旅費の支給方法等について、この一般職員等の旅費に関する条例に沿う形で、議員並びに特別職の旅費を定める条例において、規定されているものであるためでございます。また、この旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、伊江村職員労働組合へも本改正内容を説明し了承を得ての提案でございますので、申し添えたいと思います。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

議案第28号 伊江村職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

新旧対照表をお開きください。第21条に次のただし書きを加えます。ただし、別表第1に規定する定額を超える宿泊料で宿泊せざるを得ない場合は、その定額を超えた実費分を支給することができる。

次に、外国旅行の旅費について、第30条第1項に次のただし書きを加えます。ただし、別表第2に規定する定額を超える宿泊料で宿泊せざるを得ない場合は、その定額を超えた実費分を支給することができる。

続きまして、別表第1中「本島地域」を「本島・慶良間諸島」に、「先島及び久米島地域」を「宮古・八重山諸島及び大東諸島」に改め、同表医師の項中「7,500円」を「9,000円」に、「1万円」を「1万3,000円」に改め、同項県外の欄中「1万6,000円」を「1万9,000円」に改め、同表医師以外の職員の項中「7,000円」を「8,500円」に、「9,000円」を「1万1,000円」に改め、同項県外の欄中「1万5,000円」を「1万8,000円」に改め、同表に備考欄を設け、・久米島地域については、宮古・八重山諸島及び大東諸島の宿泊料を適用する。を加えます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行すると定めたいと思います。

以上で、議案第28号 伊江村職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第28号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第28号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第28号 伊江村職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

て、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第28号 伊江村職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第20. 議案第29号 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第29号 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

県内外における宿泊施設の宿泊料が高騰しており、現行の規定を見直すため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第28号にて御審議いただきました、一般職員等の旅費及び費用弁償等に関する一部改正、議案とともに、伊江村議会議員が職務のために旅行した際の宿泊料の改正内容となっております。詳細につきましては、総務課長のほうより説明させますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

議案第29号 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。新旧対照表を用いて御説明いたします。

新旧対照表1ページをお開きください。第4条中第4項を第5項として、第3項の次に次の1項を加えます。4項 前2項において規定する別表第1、別表第2における宿泊料について、規定する額を超える宿泊料で宿泊せざるを得ない場合は、その額を超えた実費分を支給することができる。

続きまして、別表第1中「本島地域」を「本島・慶良間諸島」に、「先島及び久米島地域」を「宮古・八重山諸島及び大東諸島」に改め、同表議長、副議長、常任委員長の項中「7,500円」を「9,000円」に、「1万円」を「1万3,000円」に改め、同項県外の欄中「1万6,000円」を「1万9,000円」に改め、2ページをお願いします。同表に備考欄を設けまして、・久米島地域については、宮古・八重山諸島及び大東諸島の宿泊料を適用する。と規定します。こちらの別表第1の区分の項、宿泊料（1夜につき）欄における改正は、先ほどの議案第28号 伊江村職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例にて、審議いただきました内容と同様、目的地を整理するための文言改正となっております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するとします。

以上で、議案第29号 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第29号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託

を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第29号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第29号 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第29号 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第21. 議案第30号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第30号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

県内外における宿泊施設の宿泊料が高騰しており、現行の規定を見直す必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

さきに御審議いただきました議案同様、常勤の特別職が職務のために旅行した際の宿泊料の改正内容となっております。詳細につきましては、総務課長のより説明させていただきますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

議案第30号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。新旧対照表を用いて御説明いたします。

第5条に次の1項を加えます。3項 前2項において規定する別表第2、別表第3における宿泊料について、規定する額を超える宿泊料で宿泊せざるを得ない場合は、その額を超えた実費分を支給することができる。

続きまして、別表第2中「本島地域」を「本島・慶良間諸島」に、「先島及び久米島地域」を「宮古・八重山諸島及び大東諸島」に改め、同表村長、副村長、教育長の項中「7,500円」を「9,000円」に、「1万円」を「1万3,000円」に改め、同項県外の欄中「1万6,000円」を「1万9,000円」に改め、同表に次のように加えます。備考欄を設けまして、・久米島地域については、宮古・八重山諸島及び大東諸島の宿泊料を適用する。と規定します。こちらの別表第2の区分の項、宿泊料（1夜につき）欄における改正は、先ほどの議案第28号 伊江村職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例にて、審議いただきました内容と同様、目的地を整理するための文言改正となっております。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行すると定めたいと思います。

以上で、議案第30号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第30号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第30号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第30号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第30号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第22. 議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

県内外における宿泊施設の宿泊料が高騰していること、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第1号）の施行による選挙執行経費の見直し並びに行政改革推進委員に関する報酬等を定めるため、本条例を改正する必要がある。というのが、この条例案を提出する理由でございます。詳細につきましては、総務課長より説明させますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本条例につきましては、改正する区分において、多くの委員がございますので、別表を改正いたします。新旧対照表を用いて御説明いたします。

1ページをお開きください。第3条第2項に次のただし書を加えます。ただし、宿泊料について規定する定額を超える宿泊料で宿泊せざるを得ない場合は、その定額を超えた実費分を支給することができる。

別表中、区分の項、宿泊料（1夜につき）欄中「本島地域」を「本島・慶良間諸島」に、「先島地域」を「宮古・八重山諸島及び大東諸島」に改めます。

続きまして、本日配付させていただきました追加資料も御覧いただきながら、御説明させていただきます。別表中各項宿泊料（1夜につき）欄中「1万6,000円」を「1万9,000円」に、「1万5,000円」を「1万

8,000円」に、「1万円」を「1万3,000円」に、「9,000円」を「1万1,000円」に、「7,500円」を「9,000円」に、「7,000円」を「8,500円」に改めます。

この改正につきましては、新旧対照表1ページから7ページまでにある対象となる数値の増額改正を行っております。視覚的に伝えるために、本日配付させていただきました追加資料を御覧ください。

非常勤の特別職、教育委員、農業委員、監査委員、選挙管理委員、識見を有する委員につきましては、追加資料上段の議案第31号の部分を御覧ください。この非常勤の特別職以外の委員につきましては、追加資料下段の議案第31号の部分を御覧いただければと思います。よろしいでしょうか。

新旧対照表3ページにお戻りください。こちらにつきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律に基づきましての改正内容となっております。別表中、選挙長の項、報酬の額の欄中「1万600円」を「1万800円」に、選挙立会人の項、報酬の額の欄中「8,800円」を「8,900円」に、投票管理者の項、報酬の額の欄中「1万2,600円」を「1万2,800円」に、投票立会人の項、報酬の額の欄中「1万700円」を「1万900円」に、期日前投票管理者の項、報酬の額の欄中「1万1,100円」を「1万1,300円」に、期日前投票立会人の項、報酬の額の欄中「9,500円」を「9,600円」に、開票管理者の項、報酬の額の欄中「1万600円」を「1万800円」に、開票立会人の項、報酬の額の欄中「8,800円」を「8,900円」に改めます。

新旧対照表4ページをお願いします。別表中、行政不服審査会委員の項の次に、次のように加えます。行政改革推進委員、「日額4,000円」「空欄」そして「1,800円」「2,500円」「8,500円」「1万1,000円」「1万8,000円」。

続きまして、新旧対照表7ページをお開きください。備考の項中「本島地域とは、本島及びその周辺離島を、先島地域とは、久米島、宮古本島及び八重山本島とその周辺離島とする。」を「久米島地域については宮古・八重山諸島及び大東諸島の宿泊料を適用する。」に改めます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行すると定めたいと思います。

以上で、議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

(休憩時刻13時56分)

再開します。

(再開時刻13時59分)

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第31号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第31号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第23. 議案第32号 伊江島はにくすにの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第32号 伊江島はにくすにの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、第5次行政改革大綱及び推進計画に基づき、施設使用料の適正化を図るため、本条例の一部を改正する必要がある。というのが、本条例案を提出する理由でございます。

去る、令和6年12月定例会において、同条例案を提出し、はにくすにホール及びセミナールームの料金改定を行い議決いただきました。今回、別表の備考（注）を改めるものでございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、商工観光課長から説明させますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

今回の改正について、御説明いたします。新旧対照表をお開き願います。

これまで午後5時以降及び休日に放送照明従事のためホール棟に職員を配置する場合は、1人目は使用料に含むものとし、2人目から1人につき1回当たり1,500円を加算するとしておりましたが、改正後は、午後5時以降及び休日に放送照明従事のためホール棟に職員を配置する場合は、1回当たり、1人につき2,000円を加算するに改めます。

なお、備考（注）につきましては、伊江村農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の別表の備考（注）と統一しております。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第32号 伊江島はにくすにの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第32号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第32号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第32号 伊江島はにくすにの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第32号 伊江島はにくすにの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第24. 議案第33号 伊江村水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第33号 伊江村水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、生活衛生関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が、令和7年4月1日に施行される。これに伴い本条例を一部改正する必要があるというのが、この条例案を提出する理由でございます。

改正内容につきましては、公営企業課長から説明させますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

公営企業課長 玉城正朝君。

○ 公営企業課長 玉 城 正 朝 君

それでは御説明申し上げます。水道法では給水する水質に影響が出るような水道施設の工事を行う際に、監督業務を行う水道施設工事監督者と水道施設の建設基準の適合及び水質給水装置の検査、衛生上の措置及び給水停止の判断を行う水道技術管理者を置くこととなっております。現在、課長補佐のほうで兼任しております。今回、皆様に資格要件の見直しの資料を配付しております。

資格要件の見直しの資料のとおり、法令の一部改正がございました。資料で、取り消し線のものが今回、削除された条文で、赤字の部分が改正された部分です。下記の※印の中で、伊江村のような給水人口5,000人以下、1日最大給水量3,010立方メートルの小規模事業体については、技術上の実務経験の半分の年数に短縮し、おくことができるようになっており、技術上の実務経験の欄に二段書きしておりますが、赤色の括弧書きで表示しております。法改正の主な背景といたしまして、各事業体においての職員数減少に伴い、資格要件に定められている布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、今回の一部改正により条件が緩和されております。それでは新旧対照表を用いて御説明いたします。

新旧対照表1ページをお願いします。布施工事監督者の資格ということで、第3条第1項第1号中「の土木工学科もしくはこれに相当する課程において、衛生工学もしくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、同号中「若しくは」を「又は」に、「2年」を「1年6月」に改め、同項第2号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「3年」を「2年」に改め、同項第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む)」を加え、「よる専門学校」の次に「(次号において「短期大学等」という。)を加え、「卒業した後」の次に「(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)」を加え、「5年」を「2年6月」に改め、同項中第3号の次に次の1号を加える。(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

同項第4号中、「よる中等学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「7年」を「3年6月」に改め、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

第6号 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

同項第5号中「10年」を「5年」に改め、同号を同項第7号とし、同項第6号中「終了」を「修了」に改め、「2年」を「1年6月」に改め、同号を同項第8号とする。

次のページをお願いします。同項第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、同号を同項第9号とし、同項に次の3号を加える。(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(12) その他管理者が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者

第3条第2項を削ります。

水道技術管理者の資格ということで、第4条第1項第1号中「の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者」を「第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については2年6月以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改め、同項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、同号中「学科目」を「課程(土木工学科及び土木科並びにこれらの担当する課程を除く。)」に改め、同号中「卒業した後」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同号中「4年」を「2年」に改め同号中「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)」を加え、「6年」を「3年」に、同号中「4号」を「5号」に、同号中「8年」を「4年」に改める。

次のページをお願いします。同項第3号中「10年」を「5年」に、同項第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に改め、「卒業した後」の次に「(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)」を加え、同号中「(の卒業者)」を「卒業した者」に、同号中「5年」を「2年6月」に、「の卒業者」を「を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)」に、同号中「7年」を「3年6月」に、同号中「4号」を「5号」に、「の卒業者」を「を卒業した者に」、同号中「9年」を「4年6月」に、同項第5号中「第2号」を「前条第1号から第6号まで」に、同号中「学科目又は前号に規定する学科目」を「課程」に、「学科目」を「課程」に改め、同号中「の卒業者ごと」を削る。同項第6号中「厚生労働」を「国土交通省大臣及び環境」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(8) 建設業法施行令第37条第1項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(9) その他管理者が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者

第4条第2号を削ります。

なお、附則といたしましては、この条例は令和7年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第33号 伊江村水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明といたします。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

(休憩時刻14時18分)

再開します。

(再開時刻14時20分)

質疑ございませんか。6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

今回の資格要件の見直しは、布設工事を水道工事を請負うときの業者の資格、それにも準用されるんですか。工事を請負った業者が監督をした場合に、この資格にも要件は該当するんですか。工事請負業者の中にそういった資格要件、ですからそのほうを聞いているので。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

公営企業課長 玉城正朝君。

○ 公営企業課長 玉 城 正 朝 君

この資格の要件というのは、ここで水道事業体で働いている職員の要件となります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻14時21分)

再開します。

(再開時刻14時22分)

ほかに質疑ございませんか。

休憩します。

(休憩時刻14時23分)

再開します。

(再開時刻14時25分)

公営企業課長 玉城正朝君。

○ 公営企業課長 玉 城 正 朝 君

一部訂正がございまして、新旧対照表の改正後で2ページ目をお願いします。水道管理者の資格、第4条第1項第1号の中で、3行目で（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）とあるんですが、修了という字句の訂正をほかのところはやっているんですが、すみませんここだけ修了が残っていますので、同じように修正したいと思います。よろしくお願いします

もう1か所、第4条第1項第2号の4行目、ここも（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）となっております。これも字句の訂正を行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第33号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第33号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第33号 伊江村水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第33号 伊江村水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第25. 議案第34号 伊江村未熟児養育医療受療児の母親の宿泊料助成に関する条例を廃止する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第34号 伊江村未熟児養育医療受療児の母親の宿泊料助成に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

伊江村未熟児養育医療受療児の母親の宿泊料助成に関する条例に基づく宿泊料の助成については、島外医療施設の受診等に係る通院費の助成金交付事業において、未熟児養育医療受療児の母親の宿泊料を助成を行うこととし、本条例の廃止について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案の内容につきましては、医療保健課長から説明させますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 万寿祥久君。

○ 医療保健課長 万 寿 祥 久 君

議案第34号について、御説明申し上げます。

伊江村未熟児養育医療受療児の母親の宿泊料助成に関する条例は、低体重児として出生した新生児が医療機関のNICUなどで未熟児養育医療を受療する期間において、母親が搾乳を届けるための通院や特に認めた扶養義務者に当たる父親が面会を必要とする場合を対象に、日帰りが難しく宿泊が必要となる場合の宿泊料を助成し、安心して子育てができるように支援することを目的としております。助成額につきましては、1泊当たり一律5,500円で、本条例の改正後、新たな助成制度においても同額の助成額としております。本条例を廃止する理由につきましては、島外医療施設の受療等に係る通院費の助成金交付要綱において、未熟児養育医療受療児を妊産婦やがん患者などの9つの区分に加え助成を行い、離島患者等の通院費助成事業を整理等を行い、適正に執行するために提案するものでございます。

附則として、第1項で令和7年4月1日から施行するとしております。第2項で、この条例の施行日前における廃止前の、伊江村未熟児養育医療受療児の母親の宿泊料助成に関する条例に基づく助成については、なお従前の例によるとしております。

以上で、議案第34号 伊江村未熟児養育医療受療児の母親の宿泊料助成に関する条例を廃止する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第34号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第34号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第34号 伊江村未熟児養育医療受療児の母親の宿泊料助成に関する条例を廃止する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第34号 伊江村未熟児養育医療受療児の母親の宿泊料助成に関する条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻14時32分)

再開します。

(再開時刻14時47分)

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第26. 議案第35号 伊江村死亡獣畜冷凍施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第35号 伊江村死亡獣畜冷凍施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

これまで、伊江村死亡獣畜冷凍施設の運営管理は、地方自治法第244条の2に基づく指定管理者制度により実施してまいりました。運営実態や施設の性質等を踏まえ、令和7年4月1日より業務委託で実施したいことから、本条例の廃止について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案の内容につきましては、担当課長、農林水産課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

議案第35号 伊江村死亡獣畜冷凍施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、御説明いたします。

伊江村死亡獣畜冷凍施設は、平成31年度の一括交付金を活用し、死亡牛保管用の冷凍コンテナ2基をJAの旧肥育センター敷地内へ設置し、指定管理期間を令和2年4月1日から令和7年3月31日を期間として、現在指定管理をしているところでございます。これまで村とJAの両者において、指定期間が満了するにあたり、令和7年度以降もJAおきなわが指定管理者となるよう協議を行ってまいりました。しかしながら、令和6年12月27日付で、JAおきなわ理事長名による文書において、指定管理の継続を辞退させていただく旨の文書を受領しました。

一方、村内では毎年200頭から300頭の死亡牛が発生しており、その対応を臨機応変に対応できる事業者が村内にはJA以外に存在しないことから、引き続きJAと協議を行い令和7年度以降においては、業務委託の形態により発注することで合意を得ているところでございます。本議案を上程し、条例を廃止する理由につきましては、先ほど副村長から提案理由がございましたが、現在指定管理者となっているJAおきなわが、今後は指定管理者とならないことを組織決定していることから条例を廃止し、業務委託へ変更し今後とも死亡獣畜の適切な処理、さらには家畜防疫体制を確保すべく、本条例を廃止するものでございます。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものとしております。

以上が、議案第35号 伊江村死亡獣畜冷凍施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての御説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

これまでの設置の指定管理、管理する者とこれから業務委託に変更するということでの農家の皆さんの負担は、どういうふうになるの。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

これまでの指定管理している際の農家の負担というのは、死亡牛の月齢に応じて何か月までの牛は幾らというふうに定めておりました。もちろん月齢が高いと大きくなるので金額が上がっていくんですが、その金額を取るということは、金額の設定を変えずに委託でJ Aにやっていただこうと思いますので、農家がこれまで払う金額は、今のところ変更をすることは予定をしておりません。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

農家はなんで、農家の負担も変わらないし、仕事も農協がまた委託も請けるわけでしょう。なんで指定管理は嫌です、委託ならやりますと、どういう変化があるんですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

実は一番大きい月齢で2万7,000円だったと思いますが、処理料を農家から取ります。その処理料に合わせて伊江貨物が運んだ場合は、運搬賃が約5万円、貨物と調整がつかないこともあるものですから北部港運に持っていかすこともあります。そのときに運搬賃が8万円、それプラス南城市の化製工場、死亡牛を焼却処理するところでまた1万4,000円とか、こちらは重さで処理料が異なるんですが、農家から2万数千円を取って、運搬して処理代という部分は、これまでの指定管理の内容ではJ Aが負担しておりました。ですから毎年100万円から200万円の赤字が出ており、それをJ Aがこれまで負担していたんですが、委託業務に変えることによって、この金額の平均値をとりまして新年度予算に200万円を計上しておりますが、その農家から徴収する金額の差し引き金額を委託料に計上し、J Aがこれを請けるということで現段階で合意を得ております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第35号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第35号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第35号 伊江村死亡獣畜冷凍施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第35号 伊江村死亡獣畜冷凍施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第27 議案第14号 本部港荷さばき施設の指定管理者の指定について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第14号 本部港荷さばき施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

本部港荷さばき施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、施設を適正かつ円滑に管理するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1. 指定管理対象施設、名称 本部港荷さばき施設、位置 本部町字崎本部石川原5212番地。

2. 指定管理者に指定する者、伊江村字川平519番地の14、株式会社 伊江貨物、代表取締役 松永好秀。

3. 指定の期間、令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間と定めて指定をしていきたいと考えております。なお、指定の期間は4年間としておりますのは、伊江港荷さばき施設の指定期間満了の日と同じく、令和11年3月31日までとし、次期の指定管理者の指定については、伊江港、本部港、両荷さばき施設、同時に行えるよう期間を設定しております。

以上、提案理由とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第14号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第14号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第14号 本部港荷さばき施設の指定管理者の指定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第14号 本部港荷さばき施設の指定管理者の指定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第28 議案第15号 伊江村花き選別施設の指定管理者の指定について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第15号 伊江村花き選別施設の指定管理者の指定について、提案理由を御説明申し上げます。

伊江村花き選別施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設を適正かつ円滑に管理するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするため、本議案を提案するものでございます。

1. 指定管理対象施設、名称 伊江村花き選別施設、位置 伊江村字川平678番地の1。
 2. 指定管理者に指定する者、沖縄県浦添市伊奈武瀬一丁目10番地1号、沖縄県花卉園芸農業協同組合、代表理事組合長 前川亮一を予定しているところでございます。
 3. 指定の期間が、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間を予定しております。
- 以上で、提案理由とさせていただきます。御審議方よろしくお願いいいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第15号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第15号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第15号 伊江村花き選別施設の指定管理者の指定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第15号 伊江村花き選別施設の指定管理者の指定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第29 議案第16号 伊江村花き集出荷場の指定管理者の指定について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第16号 伊江村花き集出荷場の指定管理者の指定について、提案理由を御説明申し上げます。

伊江村花き集出荷場の指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設を適正かつ円滑に管理するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするため、本議案を提案するものでございます。

1. 指定管理対象施設、名称 伊江村花き集出荷場、位置 伊江村字川平679番地の1。
 2. 指定管理者に指定する者、沖縄県浦添市伊奈武瀬一丁目10番地1号、沖縄県花卉園芸農業協同組合、代表理事組合長 前川亮一を予定してございます。
 3. 指定の期間が、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間を予定しております。
- 以上で、提案理由とさせていただきます。御審議方よろしくお願いいいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

同施設の耐用年数と何年でこの耐用年数が終わるのか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

今手元に竣工年度がないものですから、正確には申し上げられないんですが、先ほどの指定管理の可決をいただいた花き選別施設が平成23年に設置条例が制定されているので、選別施設がその当時、平成23年当時なので、その前だと思っております。耐用年数は鉄筋コンクリートなのか、木造なのか、そして鉄骨のS造なのか、変わると思いますが、鉄骨にスレートがありますので鉄骨の太さによりますけれども、30数年が耐用年数なのかと考えております。耐用年数だけでよろしいでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻15時04分)

再開します。

(再開時刻15時05分)

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

耐用年数等、再度確認して、耐用年数以内でしたら、そういった管理指定できるんですが、今回指定管理を指定するにあたり、耐用年数等に関しては十分調査して、それを超えた場合、今現在この指定期間が約5年ですよね。今選別場も含めてここも指定期間が5年になるんですが、耐用年数を超えた場合、そのまま5年という長い間の指定管理でいうと、指定された側になると大分きついんです。耐用年数を超えた施設の場合は、指定管理期間に関してはお互い協議の上、その期間を設定していかないといけないと思いますので、その耐用年数等に関しては重々調査をして、それを超えた場合は再度、指定管理の期間に関しては協議するようにしていただきたいんですが、その辺再度検討してもらえませんか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

ただいまの議員の御質疑は、指定管理者となった者が老朽化等の影響で過度な負担を、経営に影響がないようにという御心配もあると思います。指定管理の指定にあたっては、指定管理の手続条例のほうで、この修繕費の持ち方とかをお互い協議をしております、今回も協議をいたしました。今回のこの2つの施設については基本的には乙となる太陽の花が修繕費等を持ちますが、高額な場合は協議をするというふうにしております。これまでもこの内容で協定書を締結しておりましたが、シャッターとか、過去にここ数年においても役場のほうで高額なものを修繕した経緯もございます。耐用年数は今おっしゃるように、耐用年数何年かという視点で協議を行っていなかったのも、耐用年数を迎えるとそれに伴って施設の修繕箇所も増えてくると思いますので、指定管理の指定にあたっては、協議の中でしっかり耐用年数も確認しながら、適切な指定管理期間を設置していきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

ぜひ耐用年数等も調査していただきたいと思います。今は施設の耐用年数ですが、それに附随する附属品の耐用年数等はその施設よりも大分、耐用年数はもっと短くなるので、そういったものが老朽化しておのずとその改修等に大分負担が増えてきているのが事実であります。そういった改修等に関しては受益者負担というのがおのずとついてきます。その組合員が負担するのがだんだん量が増えてきているのが、今の現状であります。出荷場しかり、選別施設しかり、中に入っているそういった施設等の附属の機械等の耐用年数も

切れているのが現状でありまして、これからどんどん保守とか、修理とか出てくると思いますので、近々その中に入っている附属の機械類に関して新規の助成等の話も出てきておりますので、その辺は重々検討されて前向きにその改修といいますか、新たに話が出てきた場合は、前向きに検討されるようお願いしたいと思いますがどうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

繰り返しの答弁になると思いますが、指定管理者としっかりと、指定管理の条例のほうで指定管理期間が終わったら毎年、実績を出すことにしております、その中で令和5年度の実績から、全ての施設の収支とかも拝見させていただいております。しっかりこの収益を上げて健全な運営ができることが望ましいと思いますので、また村の予算もいろんな視点から見て、どのぐらい出すのが適切かという判断もあると思います。しっかりと利用されている方々が困らないように、指定管理者と話を続けていって、指定管理施設の備品、建物含めて、修繕したほうがいいもの、更新したほうがいいもの、意見を交わしながら検討していきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻15時11分)

再開します。

(再開時刻15時17分)

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第16号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第16号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第16号 伊江村花き集出荷場の指定管理者の指定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第16号 伊江村花き集出荷場の指定管理者の指定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第30 議案第17号 伊江村農産物第2集出荷センターの指定管理者の指定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第17号 伊江村農産物第2集出荷センターの指定管理者の指定について、提案理由を御説明申し上げます。

伊江村農産物第2集出荷センターの指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設を適正かつ円滑に管理するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするため、本議案を提案するものでございます。

1. 指定管理対象施設、名称 伊江村農産物第2集出荷センター、位置 伊江村字東江前656番地。
2. 指定管理者に指定する者、沖縄県那覇市壺川二丁目9番地1、沖縄県農業協同組合、代表理事理事長

前田典男を予定しているところでございます。

３．指定の期間が、令和７年４月１日から令和10年３月31日までの３年間を予定しております。

以上で、提案理由とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第17号については、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第17号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第17号 伊江村農産物第２集出荷センターの指定管理者の指定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第17号 伊江村農産物第２集出荷センターの指定管理者の指定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第31 議案第18号 伊江村特産品展示販売施設の指定管理者の指定について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第18号 伊江村特産品展示販売施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

伊江村特産品展示販売施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設を適正かつ円滑に管理するため、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、本議案を提案するものでございます。

１．指定管理対象施設、名称 伊江村特産品展示販売施設、位置 伊江村字東江前1625番地、1626番地。

２．指定管理者に指定する者、沖縄県那覇市壺川二丁目９番地１、沖縄県農業協同組合、代表理事理事長前田典男を予定しているところです。

３．指定の期間、令和７年４月１日から令和10年３月31日までの３年間を予定しております。

以上で、提案理由とさせていただきます。御審議方よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第18号については、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第18号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第18号 伊江村特産品展示販売施設の指定管理者の指定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第18号 伊江村特産品展示販売施設の指定管理者の指定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第32 議案第19号 伊江村黒糖工場の指定管理者の指定について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第19号 伊江村黒糖工場の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

伊江村黒糖工場の指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設を適正かつ円滑に管理するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするため、本議案を提案するものでございます。

1. 指定管理対象施設、名称 伊江村黒糖工場、位置 伊江村字東江前1632番地。

2. 指定管理者に指定する者、沖縄県那覇市壺川二丁目9番地1、沖縄県農業協同組合、代表理事理事長前田典男を予定しているところでございます。

3. 指定の期間、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間を予定しております。

以上で、提案理由とさせていただきます。御審議方よろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

3月31日まで1年となっています。製糖期間は4月までかかります。例えば途中で「私が管理しません」と言うとうどうなるのか。例えば3月で終わるような仕事であれば何でもないけど、業務期間が4月まで製糖工場はかかると私は思うわけです。そうなるとうどうなるのかと思ったもので。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

確かにこの1年という指定管理期間をJ Aと協議する中で、その辺もすごい懸念事項となりましたが、この指定管理については、昨年の9月からずっと喧々諤々協議を重ねておりましたが、全員協議会でもお話ししましたけれども、黒糖工場と競り市場について、この修繕費の全額負担と伊江村に対する赤字が出た場合の補填などを最初求められていて、それに時間を要してしまって、指定管理を受ける、受けないの話がずっとありまして、その中でJ Aがリスク管理委員会という中で指定管理を受けるのか、受けないのか、本店で話し合いをされているわけですが、最短として1年という結論がその中でJ Aから出たものですから、確かにおっしゃるように今年も3月31日までが製糖期ではありますが、製糖期終わった後のメンテナンスとかも含めると、数か月は製糖工場は職員がいて、メンテナンスをすると思いますので、ここら辺の話し合いも1年協議の場を設置することになっておりますので、その中で協議をしていきたいと考えております。御指摘のことは、非常に課題があるというのは承知をしております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8 番 島 袋 義 範 議員

例えば、今回1年半とすると9月か、9月から9月までだったら、製糖工場の稼働期間とは全然関係ないわけです。今は3月末となっているから、製糖が終わらないとどうなるのかということを私は思ったもので、聞いたわけです。今回で1年半にしておけばいいのではと、私は思ったわけです。その辺どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

実はこの議案が提出するぎりぎりまで、指定管理を受けるのか、受けないのかということを調整していて、1年ならいいという結論が出たので、今回上げさせていただいております。どうしても3月31日で今回切れるので、4月1日からになっておりますが、きれいな形はまた再度、更新するときに切れ目なく、また3年、今最長とリスク管理委員会が最長の指定管理期間と定めている3年に更新できれば、令和8年4月1日から更新すれば、スムーズにできると考えているので、役場としては4月1日から指定管理期間を3年に延長して、再度指定管理者の指定をさせていただきたいと思っております。今現実的に1年と合意しているものを、今1年半に変えるというのは、また一旦、最終的に落としどころとして着地している1年を変更するのが、事務方としては非常に難しいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8 番 島袋義範議員。

○ 8 番 島 袋 義 範 議員

理想なのは、5月スタートにしたらいいか思ったわけです。だったら4月末日でしょう。1年としても、そしたら製糖期間のこれにかからないと思っただけです。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

5月スタートということになります。今の指定管理期間が今月の末までとなりますので、5月スタートにするとまた、今やっている製糖期の指定管理にも影響があるのかと思っております。3月31日までが、この製糖の工場が稼働する期間とは定めておりますが、3月31日以降にまたメンテナンスが始まるので、4月もJAの職員が製糖工場に職員がいる形になるので、どうしても指定管理の開始期間は4月1日から切れ目なくしないと、できないのかと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第19号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第19号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第19号 伊江村黒糖工場の指定管理者の指定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第19号 伊江村黒糖工場の指定管理者の指定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第33 議案第20号 伊江村家畜市場の指定管理者の指定について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第20号 伊江村家畜市場の指定管理者の指定について、提案理由を御説明申し上げます。

伊江村家畜市場の指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設を適正かつ円滑に管理するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするため、本議案を提案するものでございます。

1. 指定管理対象施設、名称 伊江村家畜市場、位置 伊江村字東江上1110番地の2。

2. 指定管理者に指定する者、沖縄県那覇市壺川二丁目9番地1、沖縄県農業協同組合、代表理事理事長前田典男を予定しているところです。

3. 指定の期間が、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間を予定しております。

以上で、提案理由とさせていただきます。御審議方よろしくお願いいいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

(休憩時刻15時34分)

再開します。

(再開時刻15時44分)

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第20号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第20号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第20号 伊江村家畜市場の指定管理者の指定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第20号 伊江村家畜市場の指定管理者の指定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第34 議案第21号 伊江村村民レク広場の指定管理者の指定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第21号 伊江村村民レク広場の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

伊江村村民レク広場の指定管理者の指定期間の満了に伴い、施設を適正かつ円滑に管理するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1. 指定管理対象施設、名称 伊江村村民レク広場（管理交流棟、屋外運動場含む）、位置 伊江村字東江前3796番地。

2. 指定管理者に指定する者、伊江村字東江前3682番地の1、株式会社 伊江島カントリークラブ、代表

取締役 宮里徳成を指定したいと思います。

３．指定の期間、令和７年４月１日から令和12年３月31日までの５年間と定めて指定をしていきたいと考えております。

以上、提案理由とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第21号については、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第21号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第21号 伊江村村民レク広場の指定管理者の指定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第21号 伊江村村民レク広場の指定管理者の指定について、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(散会時刻15時49分)